

# 新型コロナウイルス感染症の影響で お困りの中小企業者等の皆様へ 経営安定資金で支援します！

## 【3つのメリット】 (融資メニューにより)

別 枠 保 証

一般保証枠とは別枠で、最大2億8,000万円

融 資 利 率

固定金利（0.9%以内～1.7%以内）

信用保証料

市が1/2補助

詳しくは、裏面をご確認ください。

## 川崎市中小企業融資制度

川崎市は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等の方に、融資限度額を2億8,000万円に設定し、金利は融資期間により0.9%以内から1.7%以内の固定金利とします。

### 【新型コロナウイルス感染症の影響による融資制度】

|        | セーフティネット保証4号<br>(災害対策資金)   | セーフティネット保証5号<br>(不況対策資金)  |
|--------|--|---|
| 利用できる方 | 1か月の売上高等が前年同月比 <u>20%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 <u>20%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者等の方<br><br>※令和5年10月1日から資金用途が借換(借換資金に追加融資資金を加えることは可)に限定されております。 | 1か月の売上高等が前年同月比 <u>5%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 <u>5%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者等の方<br><br>※指定業種に属する事業を行う中小企業者等 |
| 融資限度額  | 2億8,000万円  | 8,000万円   |
| 融資期間   | 運転・設備資金:10年以内(据置1年以内を含む。)  |   |
| 融資利率   | 1年以内 年0.9%以内<br>3年以内 年1.2%以内<br>5年以内 年1.4%以内<br>5年超 年1.6%以内  | 年1.7%以内   |
| 信用保証料率 | 市が1/2補助  |   |
| 必要書類   | 川崎市の認定書  |   |
| 申込先    | 川崎市金融課及び中小企業溝口事務所  |   |

### 【問い合わせ先】

#### 融資相談窓口

■川崎市経済労働局経営支援部金融課 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階  
電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263

■川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所 川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階  
電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075

受付時間:午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

#### 経営相談窓口

■川崎市産業振興財団川崎市中小企業サポートセンター 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館7階  
電話 044-548-4141 FAX 044-548-4151

受付時間:午前9時から午後5時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)